

## 心身障害者世帯の入居関係事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）に基づき、特に居住の安定を図る必要がある心身障害者世帯の入居事務取扱いについて必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 心身障害者世帯は公営住宅法及び浜松市営住宅条例に定める資格者で、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 入居者又は同居者が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から4級までであること。
- (2) 入居者又は同居者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の障害者であること。
- (3) 入居者又は同居者の障害の程度が児童相談所又は心身障害者更生相談所において、知的障害と判定された者又は同程度の障害に相当する知的障害と認められる者であること。
- (4) 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であること。

### (対象者であることの証明)

第3条 前条の入居者資格を有する者であることの証明は、次の表の左欄に掲げる前条各号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書等によるものとする。

前条各号の区分	証明書等
第1号	身体障害者手帳
第2号	精神障害者保健福祉手帳
第3号	療育手帳
第4号	静岡県援護事務所管部（課）長の証明書又は戦傷病者手帳

### (入居者の選考)

第4条 入居者の選考に際しては、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第7条に規定する選考基準及び心身障害者の障害の程度、家庭の状況等を調査し、困窮度の高い者を障害者世帯調査表（第1号様式）により判定し、優先して入居させるものとする。

### (入居後の管理運営)

第5条 心身障害者住宅に入居した者が、対象者の死亡、転出によりその資格を失ったとき

は、速やかに一般住宅への住み替えを図るものとする。

第6条 住宅主管課は、関係福祉主管課と緊密な連帯を保ち、市営住宅の維持管理を行うものとする。

2 福祉主管課等は、本制度の円滑な実施を図るため必要に応じて身体障害者家庭奉仕員の派遣等の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 福祉主管課等は、入居者が福祉施設に収容すべき者となった場合には、当該施設に収容するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、公営住宅法及び浜松市営住宅条例に基づき運営するものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

障害者世帯調査表

- 1 公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入の額 円
- 2 生活保護受給の有無 有 無
- 3 対象世帯内の障害者 名

障害者氏名	級別	障害の部位
	級	
	級	
	級	
	級	

4 日常生活における制限等

項 目	判定
座位を保つことが困難なもの	
起立位を保つことが困難なもの	
歩行が困難なもの	
両上肢又は下肢の機能を全廃したもの	
両上肢又は下肢の機能の著しい障害	
移動の手段として常時車椅子を使用するもの	
移動の手段として手すり又は補助具を使用するもの	